

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成24年3月29日(2012.3.29)

【公表番号】特表2011-511319(P2011-511319A)

【公表日】平成23年4月7日(2011.4.7)

【年通号数】公開・登録公報2011-014

【出願番号】特願2010-545068(P2010-545068)

【国際特許分類】

G 09 F 3/14 (2006.01)

B 41 M 5/28 (2006.01)

B 41 M 5/30 (2006.01)

G 09 F 3/02 (2006.01)

【F I】

G 09 F 3/14 Z

B 41 M 5/18 Z

G 09 F 3/02 M

【手続補正書】

【提出日】平成24年2月8日(2012.2.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

プリンタで印刷可能な複数のリストバンド／ラベル組立体のストリップであって、前記リストバンド／ラベル組立体がその両端部で隣接のリストバンド／ラベル組立体につながれて、隣接の組立体を切り離すための弱化線を有するストリップを形成し、前記リストバンド／ラベル組立体の各々が、全長が組立体の全長に伸びてリストバンド領域のほぼ全体を構成するリストバンドを備えるリストバンド領域と、ラベル領域が組立体のほぼ全長に伸びるラベル領域との2つの領域を備え、前記2つの領域を切り離すための弱化線がそれによって互いから切り離しやすくする、リストバンド／ラベル組立体のストリップ。

【請求項2】

ラベル領域の少なくとも一部が、前記ラベル領域から1つ以上のラベルを切り離しやすくするための弱化点を有する、請求項1に記載のストリップ。

【請求項3】

前記弱化点の少なくともいくつかが、ラベル領域の上縁から下縁に伸びる複数のダイカットを有する、請求項2に記載のストリップ。

【請求項4】

前記弱化点の少なくともいくつかが、一体化された組立体から別個に切り離すために、別個に形成された複数のラベルを画定するダイカットを有する、請求項2に記載のストリップ。

【請求項5】

前記弱化点の少なくともいくつかが、一体化されているラベル領域の上縁および下縁に沿って位置決めされたほぼ整列した切り目の組を含み、使用者がラベルのサイズにするために切り目の組の間のラベル領域を引きちぎりやすいようにすることができる、請求項2に記載のストリップ。

【請求項6】

前記切り目の組の少なくともいくつかが、ラベル領域に沿って不規則に離間され、それによって不規則なサイズのラベルを形成しやすくする、請求項 5 に記載のストリップ。

【請求項 7】

リストバンドがリストバンド領域のほぼ全体を含み、ラベル領域がラベル領域のほぼ全体を含み、それにより廃棄物を減らすことができる、請求項 2 に記載のストリップ。

【請求項 8】

ラベル領域がラベル領域の全体を含む、請求項 7 に記載のストリップ。

【請求項 9】

前記リストバンド領域および前記ラベル領域の各々が、感熱式印刷に適した材料で構成され、前記組立体の各々の幅が、感熱式プリンタの一般的な開口部に適合するサイズである、請求項 2 に記載のストリップ。

【請求項 10】

前記ストリップの幅が、公称 2 インチである、請求項 9 に記載のストリップ。

【請求項 11】

リストバンド領域およびラベル領域の各々が、ストリップ幅全体のうちほぼ 1 インチを占める、請求項 10 に記載のストリップ。

【請求項 12】

前記組立体の少なくともいくつかのリストバンド領域が、組立体の全長に伸び、装着者の手首にリストバンドを固定するための接着剤塗布端部を含む、請求項 1 に記載のストリップ。

【請求項 13】

フォームが 2 層からなる、請求項 1 に記載のストリップ。